

海獣人

韓国・蔚山編②

長生浦（チャンセンポ）を離れて蔚山（ウルサン）の中心街に戻った。観覧車やロッテ百貨店、ロッテホテルが迫力があり目立つ。その近くに蔚山水産市場はある。

捕鯨禁止になった韓国で、クジラを今も食べられるのは混獲があるからだ。しかし2011年から、混獲の場合は海洋警察署に届けて所定の手続きを経なければ、合法的に一般に流通させることができない。閼取引などが減り価格が釣り上がった。

「私たちの国は日本と違い、1年でミンククジラ1頭だけ捕獲しているのよ」というでたらめな話を教えてくれた人もいた。

韓国では捕獲できないので、たまたま獲れたクジラを競売にかけなければいけない。水産市場の人は「ミンククジラ1頭を1億ウォン（約1150万円）で購入した」と話してくれた。書



100%合法的な鯨肉を販売している Ulsan



蔚山市場で鯨肉のセットは約8000円

くまでもないかもしれないが、ロッテ百貨店や現代百貨店の地下1階の食品コーナーでは、鯨肉は全く売っていなかった。しかし蔚山では一定程度の鯨肉の需要があることは確認できた。

団体、利害関係者などから意見を集め、海洋保護生物の管理と指定体系整備のための努力を継続していくというもので、鯨類の保護種を順調に増やしていきたいという姿勢は明確だった。

「海洋生態系は、すべての市民の財産であり、公共の利益のために適切に保存・管理され、持続可能な方法で利用されるべきである」という項から始まる。

対照的に日本の捕鯨業界は、竣工したばかりの共同船舶の関鯨丸が初めての漁に出たり、水産庁がナガスクジラの捕獲枠を新たに設定したり、近年も積極的である。

消えてゆく鯨肉文化

ただけ記す。

鯨保護種の指定推進

国としては鯨類保護種の指定を推進しているのが現状だ。海上生態系保全に対する国際社会の継続的な要求と水産物貿易規制の深化に伴い、鯨類など海洋哺乳類管理に対する意識を強化している。

政府のこれからの方向性は、関連部署や民間の市民

している。混獲の可否はこの保護種かどうかで認否が決まる。

法令上の位置付けは

国家法令情報センターのウェブサイトで法律内容を調べた。海洋生態系法第20条などの規定で、海洋保護生物に指定された鯨類の場合、事前許可のない捕獲・採取は原則的に禁止。第3条には基本原則が書かれ、

盤亀台岩刻画を模した漆器（海洋水産部の土産）



主権がある場所、クジラを獲り、鯨食文化が今も残っているということから、捕鯨国だと考える。

しかし、政府見解を聞いたあと、いつか終わる斜陽産業の今を守る措置として、食の需要があるミンククジラを意図的に海洋保護生物に指定していないだけだと気が付いた。

確実に同国から鯨肉文化は遅かれ早かれ消えていき、朝鮮半島の南東部地域の歴史文化資源としてだけ残っていくのだろう。

難しい国際情勢の問題

韓国は、日本海／東海と名称は異なるが同じ海を共有する隣人だ。しかし、

竹島／独島に象徴される領域問題があり、クジラに限らず水産資源に関して、日韓漁業交渉で、日本に譲歩したり負けたりという評価が下されたり、海洋水産部の官僚や漁業専門官は首になったり、拘禁されたりするため、関わりを避けたがる。

表2の「海洋哺乳動物」一覧リストにはミンククジラも掲載されている。さらに国や地方公共団体の責務と明記された第4条には海洋生態系の保存や管理に関して、国が強い権限をもつて措置を講じる旨が記され、関連して別表3「海洋保護生物」一覧リストがありここにはミンククジラが含まれていなかった。

22年度の海洋保護生物に指定されていない鯨類の混獲は396頭。そのうちミンククジラは48頭で最も高い割合を占めた。

同国ではミンククジラは海洋保護生物に指定しないことで、混獲されたミンククジラの流通を許可して、一部の国民が求めている鯨食文化を保存。全体的な流れとしては鯨類保護を進めているということになる。

結局、同国は捕鯨国なのか、反捕鯨国なのか。領土

（おわり）